



鳥取県公報

平成 21 年 11 月 20 日(金)
第 8 1 4 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等
(696) (技術企画課) 2
- ◇ 公 告 ぶぐ処理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 6
- 鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (西部総合事務所県土整備局) 8
- 警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) 8

告 示

鳥取県告示第696号

平成22年度において県が締結する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成21年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「希望業種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成20年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に、希望業種に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
- (3) 2の(1)のウ又はサに定める納税証明書に未納税額がないこと。
- (4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 次に掲げる登録を受けていること。
 - ア 希望業種のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録
 - イ 希望業種のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録
 - ウ 希望業種のうち補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定の入札参加資格を希望する者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録
- (6) 知事から鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号県土整備部長通知）に基づく資格停止等の措置を受けていないこと。

2 申請手続

(1) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 総括表（様式第2号）
- ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）
- エ 測量等業務実績調書（様式第4号）並びに当該調書に記載した業務に係る契約書の写し及び同契約が完了したことを証する書類
- オ 法人にあつては平成21年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度（以下「直前1年」という。）の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては直前1年の貸借対照表及び損益計算書
- カ 法人にあつては商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書、個人にあつては当該個人の住民票の抄本（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- キ 1の(5)の登録を受けている場合にあつては、その登録の証明書

ク 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている場合にあっては、申請日において最新の建設コンサルタント現況報告書（同告示様式第18号）に確認印を受けた副本の写し

ケ 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

コ 県内に主たる事務所を有する者及び県外に主たる事務所を有し県内に事務所又は事業所を有する者のうち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。サにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。サにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも平成21年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

サ コに該当しない者のうち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の3）、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）（いずれも平成21年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

シ 様式第1号から様式第4号及び提出書類一覧表の電子データ（鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手し、作成したエクセルファイルに限る。なお、ファイル形式はExcel2007以外の形式とし、フレキシブルディスクカートリッジ（FD）又は光ディスク（CD-R）で提出するものとする。）

(2) 提出期間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者にあっては、知事が別に定める期間においても、提出することができる。なお、資格停止等の措置を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。

平成21年11月20日（金）から平成22年1月29日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとし、平成22年1月29日（金）の午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

鳥取県県土整備部技術企画課企画担当（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7808）

(5) その他

この告示に記載されていない事項については平成22年度鳥取県測量等業務入札参加資格審査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書は、平成21年11月20日（金）から平成22年1月29日（金）までの間に鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手するものとする。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成21年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 審査結果の通知

様式第3号

登 録 営 業 所 一 覧 表

委任先	測 量	建築関係建設 コンサルタント	土木関係建設 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント

営業所(その1)	郵便番号					
	所在地					
	(フリガナ)名					
	(フリガナ)代表者職氏名	役職名	氏名			印
	電話番号			電子メールアドレス		
	ファクシミリ番号			電子入札システム対応認証局 ICカード保有の有無		

営業所(その2)	郵便番号					
	所在地					
	(フリガナ)名					
	(フリガナ)代表者職氏名	役職名	氏名			印
	電話番号			電子メールアドレス		
	ファクシミリ番号			電子入札システム対応認証局 ICカード保有の有無		

記載要領

- 1 契約権限の有無を記入し、委任状等を添付すること。「無」の場合は、原則登録しないこと。
- 2 「委任先」の欄には、申請する業種ごとに委任先として指定する主たる事務所又は営業所について記入することとし、主たる事務所を希望する場合は「1」、営業所(その1)を希望する場合は「2」、営業所(その2)を希望する場合は「3」を記入すること。なお、複数記入は、認めない。

様式第4号

測 量 等 業 務 実 績 調 書

(※ページ数) (※年月)

中 の

(希望業種区分)

注 文 者	元請又は 下請の区別	件 名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都道府県名	請 負 代 金 の 額	着 手 年 月		
						完 成	年	月
					千円	年	月	
					(うち 千円)	年	月	
					千円	年	月	
					(うち 千円)	年	月	
					千円	年	月	
					(うち 千円)	年	月	

(希望業種区分)

注 文 者	元請又は 下請の区別	件 名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都道府県名	請 負 代 金 の 額	着 手 年 月		
						完 成	年	月
					千円	年	月	
					(うち 千円)	年	月	
					千円	年	月	
					(うち 千円)	年	月	
					千円	年	月	
					(うち 千円)	年	月	

(希望業種区分)

注 文 者	元請又は 下請の区別	件 名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都道府県名	請 負 代 金 の 額	着 手 年 月		
						完 成	年	月
					千円	年	月	
					(うち 千円)	年	月	
					千円	年	月	
					(うち 千円)	年	月	
					千円	年	月	
					(うち 千円)	年	月	

記載要領

- 1 入札参加を希望する業種の別に作成することとし、4業種以上登録する場合は、2枚に分けて記載すること。
- 2 平成20年4月1日から申請日までの間に契約した業務が完了し、成果品を納入した業務について、代表的なもの(3件を限度とする。)を記載すること。
- 3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば、測量の面積・精度等又は設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
- 5 複数業種にまたがる契約の場合は、「請負代金の額」の欄の上段に契約の全体額を、下段に該当業務に係る金額を記入すること。この場合、当該契約に該当業務が含まれていることが確認できる書類(仕様書等)を添付すること。

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成21年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

- (1) 学科試験 平成22年1月28日(木) 午前10時から正午まで
- (2) 実技試験 平成22年1月28日(木) 午後1時から

2 試験の場所

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であつて、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第14号の魚介類販売業(以下単に「魚介類販売業」という。)、同条第16号の魚肉ねり製品製造業(以下単に「魚肉ねり製品製造業」という。)又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技(毒性臓器の鑑別を含む。)

5 受験願書の受付期間

平成22年1月4日(月)から同月13日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局のうち住所地を管轄するもの(以下「生活環境局」という。)

7 受験願書の添付書類

- (1) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)
- (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する卒業証明書又は卒業証書の写し
 - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

また、受験手数料のほか、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、受験票に記載するので、受験票にて確認すること。

9 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。

ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないようなものとする。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成22年2月12日（金）に生活環境局において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。なお、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

11 その他

- (1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第2項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間に鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課又は生活環境局に受験票を提示してその旨を申し出ること。
- (3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

- ・くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目220 (0857-26-7284)
- ・東部総合事務所生活環境局 鳥取市立川町六丁目176 (0857-20-3678)
- ・中部総合事務所生活環境局 倉吉市東巖城町2 (0858-23-3157)
- ・西部総合事務所生活環境局 米子市柗町一丁目160 (0859-31-9321)

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成21年11月20日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	米子市蚊屋 235-2	西伯郡伯耆町谷川字大谷988外 18筆 (294,906平方メートル)	せん緑岩 (419,810立方メートル)	平成21年11月8日 から平成26年11月7日 日まで	平成21年11月6日

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成21年11月20日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
 - (2) 施設警備業務 1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
 - (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- 2 実施期日
 - (1) 平成22年1月27日(水)
 - (2) 時間 午前9時から正午まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 3階第7会議室
- 4 審査の方法
審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 審査の対象者
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。
 - (1) 空港保安警備業務(1級)
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)の空港保安警備業務に係る1級に合格した者
 - (2) 施設警備業務(1級)
旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者
 - (3) 交通誘導警備業務(1級)
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者
 - (4) 貴重品運搬警備業務(1級)
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者
 - (5) 空港保安警備業務(2級)
旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者
 - (6) 施設警備業務(2級)
旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者
 - (7) 交通誘導警備業務(2級)
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者
 - (8) 貴重品運搬警備業務(2級)
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間
平成21年12月14日(月)から同月18日(金)までの午前8時30分から午後5時まで
- 7 審査申請書の提出先
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。)
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等
審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ

メートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 1 葉

(2) 旧規則第 8 条の規定により交付された合格証(以下「旧合格証」という。)の写し

(3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面

9 審査手数料及び納付方法

審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 その他

(1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。

(2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。